新潟みかじめ料等縁切り同盟　会員各位

縁切り通信

同盟支援機関（県警・暴追センター・県弁護士会）発行

令和６年５月発行

今回の縁切り通信は、県内において発生した

飲食店等に対する勧告の実施について

お知らせします。

本年３月暴力団員に対し、熊手又は明太子購入名下に現金を渡すなどの利益供与をしていたとして、新潟県上越地区に所在する飲食店等 13 の事業者及び利益供与を受けていた暴力団員１名に対し、新潟県暴力団排除条例に基づく**『勧告』**を実施しました。

事業者が行う業務に関し、暴力団員等に利益の供与をすると『勧告』を受けることとなり、さらに、『勧告』に従わなかった場合には事業者名等が**『公表』**されることとなりますので、注意喚起の意味を含めて下記のとおりお知らせします。

１　勧告対象者

（１）事業者

新潟県上越地区に所在する飲食店、飲食店経営業者、卸売業者、建築業者、自動車販売業者等 13 事業者

（２）暴力団員

新潟県上越地区在住

極東会系暴力団員

２　事案概要

前記事業者のうち 12 事業者は、それぞれの行う事業に関し、暴力団の活動を助長することとなると知りながら、暴力団員に対し、令和５年 12 月下旬頃、

熊手購入名下

明太子購入名下

に現金を交付し、もって暴力団員に利益の供与をしたものです。

また、１事業者は、

暴力団が利益を上乗せして販売することを承知したうえで明太子を販売し、もって暴力団員に利益の供与をしたものです。

３　勧告、公表について

平成 23 年８月に施行された新潟県暴力団排除条例では、

暴力団への利益供与を行うこと（第 11 条）

暴力団事務所に使用されることを認識したうえでの不動産譲渡又はその契約代理を行うこと（第 13 条、第 14 条）

が禁止されており、令和６年１月、上記 11 条に違反した事実が判明したことから、違反行為者と特定した前記 13 事業者及び暴力団員１名に対して、**『新潟県暴力団排除条例第 21 条』**に規定された行政措置である**『勧告』**を行いました。

勧告に従わない時は、**『公表』**されることとなります。

公表は、事業者名等や暴力団員に利益供与をしていた事実を公表するもので、企業イメージの低下はもちろん、場合によっては各種契約解除、許可の取消しを受けるおそれもあります。

４　対策として

本件違反行為は、盆暮れの**『付き合い』**と称して長年行われていたものです。

熊手又は明太子の購入が暴力団の活動を助長する利益供与になる認識を有しながら、惰性で付き合いを続けていた事業者がほとんどであり、たかが数万円などと安易に考えている様子が窺えました。

暴力団員に払った現金は上納金として上位組織に渡り、暴力団を支える資金となります。

つまり、暴力団に利益供与をするということは

少額であろうが、暴力団を支えることになる

ということなのです。

金額の大小を問わず、暴力団に利益供与は絶対にしてはいけません。

平素から、

暴力団員との付き合いはしない

契約約款等に暴排条項を導入する

契約相手方について調べる、場合によっては警察に相談（照会）を行う

など、企業を挙げて暴力団排除の取組みをしていただくようお願いしているところではありますが、取組みを行っていても、要求が無いとは限りません。

要求があった時に

この位ならいいか。

などと思って、一度でも要求に応じてしまうと、要求に応じた事実が『弱み』となり、『弱み』につけ込まれ、その後も継続して要求に応じなくてはならなくなる場合もあります。

仮に暴力団からの要求などがあった場合は、１人で抱え込むことなく、会社への報告や警察への相談を必ず行うようにしてください。

５　参考

暴力団の活動を助長する利益供与の例としては、

- ○　暴力団に格安で物品等を販売する
- ○　活動を助長するような暴力団事務所の増築工事を請け負う
- ○　暴力団に対し防弾仕様の自動車を製造・販売する
- ○　暴力団が襲名披露式等を行うに当たって会場を利用させる
- ○　暴力団の代紋をかたどったバッジを作成して暴力団に販売する
- ○　暴力団から門松や熊手などの縁起物を購入する

など、様々な態様が違反行為に該当します。

「これはどうだろう」、「これは大丈夫だろうか」と、疑問が生じた際は、迷わず当課にご相談ください。

新潟みかじめ料等縁切り同盟事務局

警察本部組織犯罪対策課（代表）025-285-0110